

業務及び財産の状況に関する説明書類
第39期 2024年9月1日から2025年8月31日

2025年10月30日作成
監査法人名 清稜監査法人
所在地 大阪市中央区本町1丁目6番16号
いちご堺筋本町ビル
代表者 代表社員 会長 石井和也

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 監査法人の目的

当監人は、次の各号の業務を行うことを目的としています。

- ① 財務書類の監査又は証明の業務
- ② 財務書類の調整をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずる業務

(2) 監査法人の沿革

- 1987.05 堺市で法人設立、同時に東京事務所を開設
代表社員4名（堀内、藤本、林、刃野）、社員3名（高橋、東川、上田）
- 2008.08 代表社員石井が会長に就任する
- 2009.07 本部事務所を大阪市中央区に東京事務所を千葉市に移転
- 2012.02 東京事務所を東京都中央区に移転
- 2024.03 上場会社等監査人登録

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

当法人は無限責任監査法人であります。

3. 業務の内容

(1) 業務概要

当法人は、財務書類の監査又は証明の業務を主たる業務として、金融商品取引法監査、会社法監査、私立学校振興助成法監査等の法定監査並びに認定こども園を持つ学校法人及び社会福祉法人の任意監査、医療法人、社会医療法人、社会福祉法人の法定監査を行っており、収入のほとんどを監査証明業務が占めております。

当事業年度末における被監査会社等は、企業監査では金融商品取引法・会社法監査並びに任意監査が27社（3社増加）、非営利監査は461法人（5法人減少）となりました。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

当事業年度において、新たに開始した業務はありません。

(3) 監査証明業務の状況

2025年8月31日現在

種 別	被 監 査 会 社 等 の 数	
	総 数	内 大 会 社 等 の 数
① 金商法・会社法監査	15 社	15 社
② 金商法監査	0	0
③ 会社法監査	5	0
④ 学校法人監査	294	0
⑤ 労働組合監査	-	-
⑥ その他の法定監査	4	-
⑦ その他の任意監査	170	0
計	488	15

(4) 非監査証明業務の状況

区 分	大 会 社 等	そ の 他 の 会 社 等
対 象 会 社 等 数	0 社	12 社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

当法人は品質とコミュニケーション重視をスローガンに掲げており、毎期の運営方針についても品質面の具体的課題を掲げています。また、法人としては規模の拡大のみを追及するのではなく、企業監査と非営利監査のバランスを保ち、法人リソースに見合った業務の受嘱を行う等、常に品質確保を重視した経営を行うことを基本方針としています。

② 経営管理に関する措置

当法人は、監査責任者全員が無限責任社員としてその相互監視・相互牽制により業務運営の適正化をはかる法人運営形態を基本としています。また、各構成員がそれぞれ役割と責任を主体的に引き受ける全員参画型経営を志向しており、これを具現するために、経営機関として、会長の下には、常務会が設置され、常務会の下に業務委員会、総務委員会、品質管理推進協議会、また、会長の直属機関として品質管理委員会があり、職員を含む構成員全員が、これらの一つ又は二つの委員会に属するようにしています。さらに、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、経営評価委員会を設置し、経営評価委員会規程にその役割を定めています。

常務会は会長の下で実効的な経営機関として位置し、社員会に提出する議案の審議や、社員会決議事項に基づく業務運営に関する事項、その他法人の運営規則に従って行う個別事項の審議を行っています。また、監査品質に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項については、監査責任者及び審査担当者からの報告に基づき、品質管理委員会による重要事項の内容分析と対応策の検討を経て常務会、必要な場合に社員会で対応が協議され、法人として迅速かつ適切な対応と判断ができる態勢を構築しています。

③ 法令順守に関する措置

当法人では、法人運営や監査業務遂行のあらゆる局面で、法令順守に十分に配慮した行動をとることを定めた規程を定め、その周知徹底により業務執行の適性を確保するための体制を整備・運用しています。

(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況

① 専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

品質管理部門を設置しています。

② 専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

品質管理委員会は、会長の直属機関として、監査証明業務を行うための部門等に対して独立性を確保しています。

(3)業務の品質の管理の状況等の評価

① 基準日（会計年度中の一定の日）

2025年8月31日

② 業務の品質の管理の目的

以下の事項について合理的な保証を当監査法人に提供するために、品質管理システムを整備し運用しています。

- ・監査法人及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること。
- ・監査法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

③基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

ア. 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保（独立性の保持のための 方針の策定）

当法人は、日本公認会計士協会の倫理規則等の遵守を社員及び職員に求めています。全ての監査責任者は、監査業務の専門職員が当法人の定める職業倫理の遵守に関する方針及び手続を遵守するとともに、職員が職業倫理を遵守していることを確認しています。また、当法人は「公認会計士法その他の関連法令」、「日本公認会計士協会の倫理規則・独立性に関する指針」等を反映した独立性保持のための方針及び手続を定めており、当法人、社員及び職員（非常勤含む）が、当該独立性保持のための方針及び手続を遵守していることを確認するために、独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書の提出を求めています。

全ての業務契約の締結に当たっては、事前に監査責任者が、独立性に関する職業倫理の規程に照らして業務受嘱の可否の判断を行うとともに、当該業務受嘱の可否につき常務会において判断しています。また、当法人では、監査業務が業務全体の大部分を占めており、非監査業務は極めて限定的であり、積極的には実施しない方針としています。被監査会社に対して非監査業務を提供する際には、当該監査チームからの申請に基づき、常務会において受注の可否を関連する倫理規則等に照らして慎重に判断しています。

当法人の社員は、被監査会社への関与年数につき制限を設けています。当該制限は「公認会計士法その他の関連法令」、「日本公認会計士協会の倫理規則・独立性に関する指針」等を反映したものです。

イ. 業務に係る契約の締結及び更新

品質管理規程及び品質管理規程ガイドラインに契約の新規の締結及び更新に係る方針及び手続を定めています。契約の新規契約及び更新にあたっては、品質推進協議会において、監査チームを構成する専門要員が十分な知識及び経験を有しているか、審査担当者が適格性を有しているか、並びに定期的な検証担当者が適切な者かを検討し、常務会の審議を経て会長が承認を行います。

また、監査チームの監査責任者等は、適性や能力を考慮し策定されたローテーション計画と整合しており、監査責任者は監査業務を遂行するに当たって必要と考えられる人的資源が確保されているかあらかじめ確認を行っています。

ウ. 業務を担当する社員その他の者の選任

監査業務の責任者のローテーション計画は、品質推進協議会で原案を作成し、常務会の審議を経て社員会で承認されます。各委員会の責任者及び委員は常務会で選任し、社員会で承認されます。

エ. 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

(ア) 社員の報酬の決定に関する事項

社員報酬規程に基づき、経験年数や役割に基づき算定された報酬単価に管理業務、監査業務等の執務日数を乗じて算定した金額に法人への貢献度等を反映して算定された金額を加味して報酬を決定しています。

(イ) 社員及び使用人その他の従事者の研修に関する事項

能力開発規程に基づき専門要員が取得すべき単位数を定めて研修企画・実施・管理を行っています。具体的には、年度の研修カリキュラム又は研修計画を策定し、専門要員が受講すべき重要な研修の指定を行うとともに、専門要員がCPDの履修必要単位数を達成していることを確認しています。

重要な研修の指定は、日本公認会計士協会等外部開催の研修会やE-learning、所内では会計・監査上のトピックスを取り扱って機動的な研修会を法人内で企画・実施しています。

オ. 業務の実施及びその審査

(ア) 専門的な見解の問合せ

専門的な見解の問合せについては品質管理規程及び品質管理規程ガイドラインに規定しており、会計監査に係る事項は、品質推進協議会、会計監査以外に係る事項は、一次問合せ先は品質推進協議会とし、各案件の内容や状況に応じ法人外部を含む適切な問合せ先に照会するものとしています。また、品質管理規程ガイドラインにおいて専門的な問合せの実施が必須となる具体的事案を含む、専門的問合せの実施に関する方針及び手続を定めており、それらに基づき運用を行っています。

(イ) 監査上の判断の相違の解決

当法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続を品質管理規程に定めており、監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り、発行してはならないこととしています。

(ウ) 監査証明業務に係る審査

当法人では、すべての監査業務について専門要員が行った監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成を客観的に評価するために、以下のとおり監査業務に係る審査に関する方針及び手続を定め実施しています。

当法人は、審査が完了するまで監査報告書を発行しない方針であり、監査報告書の日付は、審査完了日以降としています。

不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合、審査担当者は審査において不正による重要な虚偽表示の疑義があるかどうかの監査チームの判断を評価します。不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて検討します。また、不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合、これに対応する十分かつ適切な経験や職位等の資格を有する審査担当者を必要に応じて追加で選任します

(エ) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当法人は全ての企業監査業務については、原則として全て電子調書によっています。

品質管理規程及び品質管理規定ガイドラインに監査調書の管理について定めています。監査調書は原則クラウドサーバーに電子調書として保管しており、監査調書の最終的な整理後の監査調書の不適切な変更を防止するため、監査調書登録ルールを定めワークフローによる品質管理委員会への登録申請後は、監査チームのアクセス権を電子的に制御して、監査調書ファイルの追加・削除・変更ができないようにしています。

一部残る紙面調書については、監査調書の最終的な整理完了後は、品質管理委員会のキャビネットに施錠保管し調書登録後は閲覧不可としています。やむを得ず登録後に監査調書の閲覧が必要になった場合は、監査チームの申請に基づき監査チームとは異なる品質管理委員会メンバーが必要部分についてPDF化又はコピーにより閲覧に供することとしています。

カ 業務に関する情報の収集及び伝達

業務に関する情報の収集は、業務委員会又は品質管理委員会が所管の専門情報や規程・マニュアル等を入手又は整備し、グループウェア上でメッセージ又は掲示情報として適時伝達しています。

アサインメントや研修スケジュールは、主にグループウェア上で行われ、専門要員に適時共有が図られています。その他の外部者とのコミュニケーションは、品質管理委員会が主管として調整を行い、対外的に公表等が行われています。

キ 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

監査人交代における業務の引継ぎについては、品質管理規程及び品質管理規程ガイドラインの規定にしたがって行われます。監査責任者は、監査人交代の日程が調整でき次第、品質管理委員長に連絡し、必要に応じて引継ぎ事項の確認を行います。また、重要な事項がある場合には、常務会で対応を協議することとしています。

ク アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割および責任の明確化

当法人の経営組織としての各委員会又はグループには責任者を選任しています。また、アからキの事項を含めて委員会又はグループの職務内容が定められているため、各委員会及びグループの役割と責任は明確にされています。

ケ アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

事務所の品質管理のツールを用いて、品質目標の設定、当該目標の達成を阻害するリスクの識別及び評価、並びに当該リスクに対するための方針の策定及び実施を管理している。各品質管理システムの構成要素に関連する主なサブ・プロセス毎にプロセス・オーナーを設定し、当該リスクの具体的評価及び当該リスクに対するための方針の策定及び実施について責任を負う体制とし、定期的（年に一度）或いは随時にリスクの識別・評価とそれらに対する対応状況を自主的に点検することとしている。

コ アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

アからクまでに掲げる事項についてのモニタリング及び当該モニタリングを踏まえた改善については、当年度末の評価基準日までに実施を完了しており、評価の過程で識別された不備については、評価基準日までに改善を完了しています。

- ④ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由
会長は、2025年8月31日を評価基準日と定めて品質管理システムを評価し、評価過程で識別された不備の改善は評価基準日までにすべて完了し、また、完了した監査業務の検証で識別された品質管理システムの発見事項に重大性や広範性は認められなかったことから、品質管理システムの目的が達成されているという合理的な保証を当監査法人に提供しているとの結論を得ました。
- ⑤ ④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容
該当事項はありません。

(4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当法人は、監査業務の執行に際し担当外の者が不当な影響を及ぼすことのないよう適切な品質管理のシステムの整備及び運用を行っています。また、それぞれの監査実施者は、担当外の監査業務の執行に不当な影響を及ぼしてはならないと定めています。また、業務執行社員は、監査業務において適切な措置を講じても受容可能なレベルにまで軽減又は除去することができないような独立性に対する脅威を識別した場合、常務会に速やかに報告し、独立性に対する脅威を生じさせるような行為や関係の排除、監査契約の解除等の適切な行動を決定しなければならないこととしています。□

(5) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第 46条の 9 の 2 第 1 項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月
2022年9月

(6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることを確認
当監査法人の会長であり、当監査法人の品質管理システムの最高責任者である代表社員石井和也は、当監査法人の業務の品質管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しました。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上 場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第 24 条の 4 又は第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項
該当事項はありません。
6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項
該当事項はありません。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
21 人	0 人	21 人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
常務会	経営に関する重要事項の決定又は承認	6 人	0 人	6 人

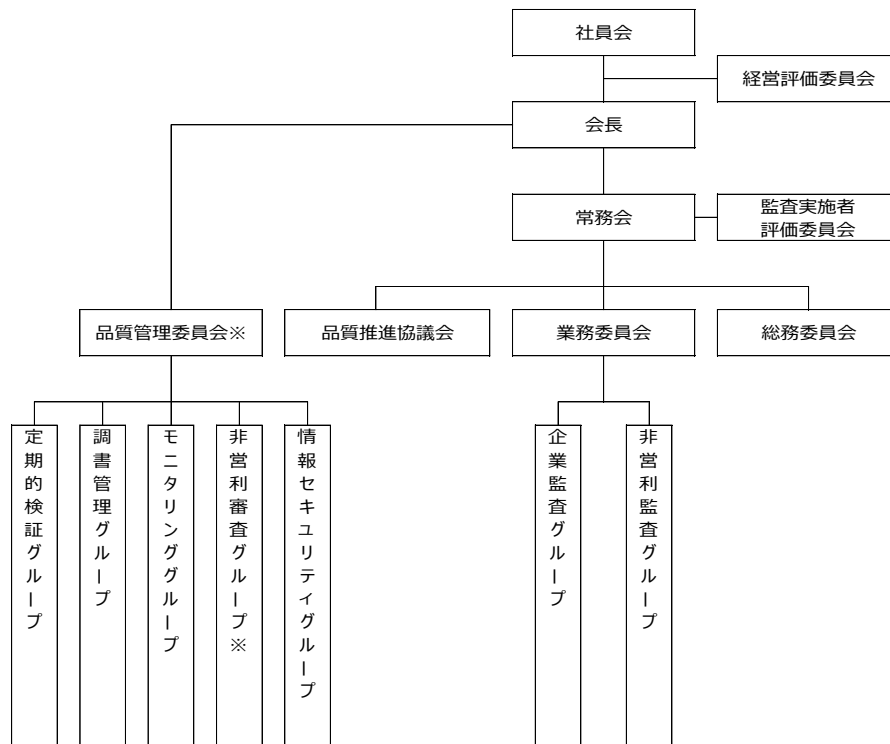
三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) 本部	大阪市中央区本町1丁目6番16号 いちご堺筋本町ビル	18 人	0 人	18 人	5 人
(従) 東京事務所	東京都中央区日本橋人形町1丁目19番2号 TMビル	3 人	0 人	3 人	0 人
計		21 人	0 人	21 人	5 人

四. 監査法人の組織の概要

当法人では、最高意思決定機関である社員会を筆頭に、経営評価委員会、会長、常務会、監査実施者評価委員会、品質管理委員会、品質推進協議会、業務委員会、総務委員会を設置しています。組織図は下記の通りです。

清稜監査法人組織図



※ 企業監査の審査に関する事項は品質管理委員会が直接担当する。

五. 財産の概況

1. 売上高の総額

	第38期 2023年9月1日～2024年年8月31日	第39期 2024年9月1日～2025年年8月31日
売上高		
監査証明業務	766,683,371	802,772,462
非監査証明業務	10,290,000	9,980,000
合計	776,973,371	812,752,462

2. 直近の二会計年度の計算書類

当法人は無限責任監査法人であるため、計算書類の添付していません。

3. 2.に掲げる計算書類に係る監査報告書

当法人は無限責任監査法人であるため、計算書類の監査を受けていません。

4. 供託金等の額

該当事項はありません。

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

該当事項はありません。

6. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

株式会社 シマノ
イサム塗料 株式会社
株式会社 ニツカト
旭精工 株式会社
松本油脂製薬 株式会社
株式会社 誠建設工業
林兼産業 株式会社
前田工織 株式会社
株式会社 加地テック
株式会社 カネミツ
株式会社 P L A N T
日華化学 株式会社
テイカ 株式会社
不二精機 株式会社
モロソフ 株式会社

以上